

(様式 1)

委託設計書

受付番号		担当所属	公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター 管理部 総務課 施設担当	担当者 T E L	玉城 誠 (045-261-5656) (内線2521)
<p><u>件名</u> 横浜市立大学附属市民総合医療センター 設備管理業務委託</p> <p><u>履行場所</u> 横浜市南区浦舟町 4 丁目 5 7 番地 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター</p> <p><u>履行期間 (期限)</u> 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p> <p><u>かし担保</u></p> <p><u>その他 特約事項</u></p>					
<p><u>現場説明</u> 要 月 日 時 分 場所 不要</p> <p><u>委託概要</u> 金額入り • 金額抜き</p> <p>本館、救急棟、駐車場、研究棟における電気設備、空調・換気設備、給排水 衛生設備、医療ガス設備等の保守及び運転管理業務を行うものである。</p> <p>業務委託の内容については、「設備管理業務委託仕様書」及び 「設備管理業務委託仕様書の補足業務仕様書」による。</p> <p>備考</p>					

(様式 2)

部分払い
する (36 回以内) しない

部分払いの基準

業務 内 容	履行予定月	数量	単位	当初単価	変更金額
1. 令和8年度 設備管理業務委託 (本館,駐車場棟,救急棟,研究棟)	4~3月	12	月		
2. 令和9年度 設備管理業務委託 (本館,駐車場棟,救急棟,研究棟)	4~3月	12	月		
3. 令和10年度 設備管理業務委託 (本館,駐車場棟,救急棟,研究棟)	4~3月	12	月		
計					
消費税及び地方消費税					
合計					

委託代金

	億	千	百	拾	万	千	百	十	一

円也

(様式3)

名 称	形狀 寸法等	数 量	単 位	单 價	金 額 (円)	適 用
公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター						
令和8年度 設備管理業務委託						
1. 直接業務費						
(1) 人件費		1	式			
(2) 物品費		1	式			
2. 間接費						
(1) 業務管理費		1	式			
(2) 一般管理費		1	式			
計						
令和9年度 設備管理業務委託						
1. 直接業務費						
(1) 人件費		1	式			
(2) 物品費		1	式			
2. 間接費						
(1) 業務管理費		1	式			
(2) 一般管理費		1	式			
計						
令和10年度 設備管理業務委託						
1. 直接業務費						
(1) 人件費		1	式			
(2) 物品費		1	式			
2. 間接費						
(1) 業務管理費		1	式			
(2) 一般管理費		1	式			
計						
合 計						
消費税等相当額						
総 合 計						

(様式3)

設備管理業務委託仕様書

1 共通事項

(1) 委託の目的

委託者は、対象とする建築物を安全、衛生的かつ快適に使用し、病院機能維持のためのライフラインの保守、緊急時体制の整備、及び設備の効率的な運用に資するため、その設備に係る運転監視業務（以下「管理業務」という）を受託者に委託し、受託者はこれを請負い、誠実に履行する。

(2) 管理対象設備

管理対象設備の種類及び数量は、別表－1「管理対象設備表」による。

(3) 管理業務の区分

管理業務は、次の区分とする。

ア 一般管理業務（業務内容は2に定める）

イ 運転監視業務及び巡視点検保守業務（業務内容は3に定める）

ウ 特別業務（施設の属性により特別業務を有する場合業務内容は4に定める）

(4) 管理業務の履行

ア 必要技術資格者

管理対象の設備及び機器取扱に資格が法定されている場合は、当該法令の定める資格を有する技術者が従事するほか、運転監視及び巡視点検保守業務に十分な知識と経験を有する者が従事する。

なお、作業責任者等の必須技術資格は、別表－1の6による。

イ 協議及び調整等

受託者は、業務に必要な協議、調整、連絡及び報告等を次の職員と行う。

（ア） 庁舎等の管理に関する事項は庁舎等管理担当職員

（イ） 技術的事項に関しては施設等管理担当職員

ウ 業務体制及び管理業務実施時間

業務体制は別紙－業務体制に定め、管理業務実施時間は原則として次による。ただし、委託者の業務により臨時の休日業務及び業務時間等を変更する場合は、委託者の指示による。

（ア） 平 日 午前 8時30分～翌日の午前 8時30分

（イ） 土曜日 午前 8時30分～翌日の午前 8時30分

（ウ） 休 日 午前 8時30分～翌日の午前 8時30分

(5) 什器、備品、及び管理業務用消耗品等

管理業務の履行に当たって受託者の必要とする什器、備品及び消耗品等は、委託者の提供する次のものを除き、受託者の負担とする。

ア 管理業務のために貸与する机、椅子、書箱、ロッカー、寝具（リネン類を除く）及び常時使用する工具類

イ 管理業務のための潤滑油、用水、電気、ガス、ウエス等消耗品、小修繕の材料、設備機器の保守用部品及び管理月報用紙

(6) 管理用記録書類の作成及び保管

受託者は、管理用記録書類を作成し、別に定める基準により保管する。

なお、様式は施設の実状に合わせて受託者が作成し、委託者の承認を得る。

2 一般管理業務

一般管理業務は、次のとおりとする。

(1) 計画立案業務

受託者は、管理業務を計画的に実施するため、次の計画書を作成し、委託者に提出する。

ア 運転監視業務計画書

イ 日常巡視点検業務計画書

ウ 年間及び月間の点検・測定・整備作業計画書（機器始業時点検を含む）

(2) 報告・連絡業務

受託者は、管理業務の実施に当たって、委託者に対し、次の報告又は連絡を行う。

ア 運転監視及び巡視点検等により発見した故障、修理必要箇所の報告及び意見具申

- イ 管理報告書の提出
 - ウ 事故の発生及び非常時における緊急連絡
- (3) 記録の分析業務
- 受託者は、電力・用水・ガス・油等の使用量のほか、運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、その結果を委託者に報告する。
- 受諾責任者は、運転監視業務の達成度について評価表（モニタリング項目表）を作成し、モニタリング結果を委託者に報告する。
- モニタリング項目と回数（年2回程度）については委託者と協議する。
- (4) 改善提案
- 受託者は、設備を安全、衛生的、快適かつ経済的に運用するために改善が必要となる場合は、委託者に改善提案書を提出する。
- (5) 立会業務
- ア 受託者は原則として、官公庁の行う立入検査に立ち会うものとする。
 - イ 受託者は原則として、委託者が別途契約により実施する設備点検、保守に関する業務について立ち会うものとする。
 - ウ 受託者は、修理、改修工事等の場合は、委託者と協議のうえ、立ち会うものとする。
- (6) その他の管理業務
- ア 関係図面・図書類の整備保管
 - イ 各設備機器台帳の整備
 - ウ 工具、器具及びその台帳の管理
 - エ 消耗品及び予備品の在庫管理
 - オ 鍵の管理
 - カ 事故の発生及び非常時の応急処置

3 運転監視及び巡視点検保守業務

運転監視及び巡視点検保守業務は、次のとおりとする。

- (1) 運転監視・巡視点検保守業務の実施
- ア 業務の実施に当たっては、電気事業法、労働安全衛生法、消防法等関係法令（横浜市規則、規程を含む）を遵守するとともに、運転に係る取扱いが法定されている場合は当該法令の定めによるほか、建物の用途、設備の安定的・効率的な運転、経済性及び緊急時の迅速な対応等を考慮して「2 (1) ア、イ、ウ」を作成し、各設備を安全、適切に行う。
 - イ 業務の実施方法は、通常の使用状態で視覚、聴覚、臭覚及び触覚等五感による点検を原則とする。
 - ウ 業務の範囲は、常備する計器、工具等を用い、異音、異臭、汚損、過熱、変色、腐食、発錆、損傷、緩み、漏れ、亀裂、脱落等異常の有無、計器指示等による巡視点検及び絶縁抵抗測定、不点灯の交換並びに電気室、機械室等の整理整頓及び清掃を行う業務とする。
- (2) 運転監視・巡視点検保守業務の内容
- 業務の内容は、次のとおりとし、その細目は別表－2「運転監視・巡視点検保守基準」（該当機器、設備に限る）によるものとする。
- ア 運転・監視業務
 - 業務計画に基づき設備機器を稼働させ、その状況の監視及び制御を行う。
 - イ 点検業務
 - 点検基準に基づき、設備等の機能及び劣化の状態を個々に調べる。機能に異常がある場合又は劣化がある場合は、必要に応じた措置の判断をすることを含む。
 - ウ 保守業務
 - 設備等の必要とする性能又は機能を維持する目的で、消耗品又は部品の取替え、注油、薬剤の補充、汚損の除去、設備及び機器の定期的清掃、調整等の軽微な作業を行う。
 - エ 補修業務
 - 運転・監視業務、点検業務で判明しない事故、故障の原因調査及び担当職員の指示する調査、修繕及び部品交換等を行う。
 - オ 簡易修理業務
 - 施設担当の指示する簡易な応急修理を行う。

(ナースコール端末器、コンセント、ホースの水漏等)

(3) 運転監視・巡回点検保守記録

業務における運転・測定・計測・点検及び実施状況の記録は、各種運転日誌等及び各種点検記録表等に記録する。

(4) 故障等の排除

受託者は、設備の運転、操作及び使用上の故障となるものの有無を点検し、注意標識等の汚損、損傷等が無く、適正に取り付けられていることを確認する。

(5) 応急処置

受託者は、設備機器等に故障、異常を発見した場合は、必要により応急処置を行い、その波及被害を防止する。電源の停止又は機器の運転の停止を必要とする場合は、直ちに施設管理者に通報するとともに、自家用電気工作物に係る機器、設備については電気主任技術者に通報するものとする。

4 特別業務

(1) 危険物取扱者業務

ア 受託者は危険物取扱者を選任し、委託者が所轄官庁に届出をするものとする。

イ 危険物取扱者の業務は、危険物取扱作業及び危険物取扱作業の立ち会い監督とする。

ウ 危険物取扱者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、委託者受託者が協議する。

以上

別紙一 業務体制

業務体制

1 業務体制等

【通常業務】とは、運転監視・保守の業務をいう。

業 務 体 制

(時刻は1時間程度の幅を認めるものとする)

区分	8:30	12:00	17:30	22:00	翌日の6:00
	昼 間 帯		夜	間 帯	
通年		通 常 業 務		通 常 業 務 (仮眠を含む)	
	【年間を通じ通常業務】				

別表-1 管理対象設備表

管理対象建築物概要				施設No.
施設名称	建物用途	延床面積(m ²)	その他特記事項	
公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター	医療、研究施設	80,113	本館、駐車場棟、救急棟、研究棟	

1 監視・制御設備(本館、救急棟、駐車場棟)

設備	名称	設備概要	単位	数量
1-1	中央監視装置	分散制御式(DPS-1~4)	式	1
1-2	BEMS装置	コーディネーション制御 発電機5台	式	1

備考 設備概要は、主要機器の数量を示す。BEMSシステムを含む。

2 電気設備

(本館)

設備	名称	設備概要	単位	数量
2-1	受変電設備	受電設備容量 12,000kVA	式	1
2-2	配置・負荷設備	動力Tr 12台・電灯Tr 9台・保安Tr 23台 動力制御盤・電灯分電盤・電動機・コンセント等	式	1
2-3	自家発電設備	6.6kV 1,250kVA・6.6kV 1,250kVA・6.6kV 1,250kVA オイルタンク(指定数量以上) 6基 20kL×1 50kL×5	式	1
2-4	直流電源設備	400Ah×108セル・500Ah×54セル・100Ah×18セル	式	1
2-5	交流無停電源設備	UPS電源 150kVA, 150kVA, 10kVA	式	1
2-6	弱電設備	電気時計・インターホン・放送設備・ナースコール等	式	1
2-7	避雷設備		式	1
2-8	構内配電・通信線路		式	1
2-9	太陽光発電設備		式	1

(駐車場棟)

設備	名称	設備概要	単位	数量
2-1	受変電設備	受電設備容量 kVA	式	1
2-2	配置・負荷設備	動力Tr 2台・電灯Tr 1台・保安Tr 2台 動力制御盤・電灯分電盤・電動機・コンセント等	式	1
2-3	自家発電設備	V kVA・V kVA・V kVA オイルタンク(指定数量以上) 基	式	1
2-4	直流電源設備	100Ah×18セル	式	1
2-5	交流無停電源設備		式	1
2-6	弱電設備	電気時計・インターホン・放送設備等	式	1
2-7	避雷設備		式	1
2-8	構内配電・通信線路		式	1
2-9	太陽光発電設備		式	1

(救急棟)

設備	名称	設備概要	単位	数量
2-1	受変電設備	受電設備容量 kVA	式	1
2-2	配置・負荷設備	動力Tr 1台・電灯Tr 3台・保安Tr 5台・X線Tr 1台 動力制御盤・電灯分電盤・電動機・コンセント等	式	1
2-3	自家発電設備	6.6kV 1,000kVA・6.6kV 1,000kVA オイルタンク(指定数量以上) 1基	式	1
2-4	直流電源設備	300Ah×54セル・50Ah×9セル	式	1
2-5	交流無停電源設備	UPS電源 100kVA	式	1
2-6	弱電設備	電気時計・インターホン・放送設備・ナースコール等	式	1
2-7	避雷設備		式	1
2-8	構内配電・通信線路		式	1
2-9	太陽光発電設備		式	1

(研究棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
2-1	受変電設備	受電設備容量 _____ kVA		
2-2	配置・負荷設備	動力Tr 1台・電灯Tr 1台・保安Tr 2台	式	1
2-3	自家発電設備	動力制御盤・電灯分電盤・電動機・コンセント等 kV _____ kVA・kV _____ kVA・kV _____ kVA オイルタンク(指定数量以上) _____ 基		
2-4	直流電源設備	Ah×セル		
2-5	交流無停電源設備			
2-6	弱電設備	電気時計・インターホン・放送設備等	式	1
2-7	避雷設備		式	1
2-8	構内配電・通信線路		式	1
2-9	太陽光発電設備			

備考 設備概要は、主要機器の数量等を示す。

(研究棟付近屋外)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
2-1	受変電設備	受電設備容量 _____ kVA		
2-2	配置・負荷設備	動力Tr 台・電灯Tr 台・保安Tr 台		
2-3	自家発電設備	動力制御盤・電灯分電盤・電動機・コンセント等 6.6kV 370kW・6.6kV 370kW オイルタンク(指定数量以上) _____ 基	式	1
2-4	直流電源設備	Ah×セル		
2-5	交流無停電源設備			
2-6	弱電設備	電気時計・インターホン・放送設備等	式	1
2-7	避雷設備		式	1
2-8	構内配電・通信線路		式	1
2-9	太陽光発電設備			

3 空気調和設備

(本館)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
3-1	冷暖房熱源装置	ボイラー 5基・冷凍機 4台 冷温水発生機 _____ 台	式	1
3-2	単独冷暖房設備	パッケージ型 1台	式	1
3-3	空調関連設備 (ダクト・給排気口含む)	空気調和機 85台・電気集塵機 _____ 台 フィルター(ファンフィルターユニット) 169台 全熱交換器 2台 ファンコイルユニット 1362台 クーリング・タワー 6台 空調用ポンプ 40台・蓄熱水槽 _____ m ³ C T補給水用ポンプ 1台 送風機・排風機 168台	式	1
3-4	換気設備 (ダクト・給排気口含む)		式	1

(駐車場棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
3-1	冷暖房熱源装置	ボイラー基・冷凍機 台 冷温水発生機 台		
3-2	単独冷暖房設備	パッケージ型 台		
3-3	空調関連設備 (ダクト・給排気口含む)	空気調和機 1台・電気集塵機 台 フィルター(ファンフィルタユニット) 台 全熱交換器 9台 ファンコイルユニット 39台 クーリング・タワー 台 空調用ポンプ 台・蓄熱水槽 m ³	式	1
3-4	換気設備 (ダクト・給排気口含む)	送風機・排風機 29台	式	1

(救急棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
3-1	冷暖房熱源装置	ボイラー 1基・冷凍機 台 冷温水発生機 2台 ヒートポンプチラー2台(冷暖同時)	式	1
3-2	単独冷暖房設備	パッケージ型 33台・エアコン 7台	式	1
3-3	空調関連設備 (ダクト・給排気口含む)	空気調和機 21台・電気集塵機 台 フィルター(ファンフィルタユニット) 61台 全熱交換器 40台 ファンコイルユニット 140台 クーリング・タワー 3台 空調用ポンプ 18台・蓄熱水槽 m ³	式	1
3-4	換気設備 (ダクト・給排気口含む)	送風機・排風機 174台	式	1

(研究棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
3-1	冷暖房熱源装置	ボイラー 基・ヒートポンプチラー 2台 冷温水発生機 台	式	1
3-2	単独冷暖房設備	パッケージ型 16台・ヒートポンプ型 67台	式	1
3-3	空調関連設備 (ダクト・給排気口含む)	空気調和機 4台・電気集塵機 台 フィルター(ファンフィルタユニット) 3台 全熱交換器 台 ファンコイルユニット 台 クーリング・タワー 台 空調用ポンプ 2台・蓄熱水槽 m ³	式	1
3-4	換気設備 (ダクト・給排気口含む)	送風機・排風機 92台	式	1

備考 設備概要は、主要機器の数量等を示す。

4 給排水衛生設備

(本館)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
4-1	給 水 設 備	受水槽 <u>1 2 4 m³</u> 2 基・高架水槽 <u>1 6 m³</u> 3 基 (雑用) <u>12 m³</u> 1 基 加圧給水装置 <u>3 台</u> ・揚水ポンプ <u>3 台</u>	式	1
4-2	給 湯 設 備	給湯用ボイラー <u>基</u> ・給湯用ポンプ <u>7 台</u> 貯湯槽 <u>7 m³ × 2, 2. 25 m³ × 4 基</u>	式	1
4-3	湯 沸 設 備	湯沸器等 (電気温水器)	式	1
4-4	衛 生 設 備	衛生器具	式	1
4-5	排 水 設 備	汚水, 雜排水槽 <u>1 6 槽</u> ・湧水槽 <u>5 1 槽</u> ・中水槽 <u>4 2 槽</u> 浄化水槽 <u>槽</u> ・排水ポンプ <u>2 7 台 + 他 2 台</u> 排水ます(トラップ・屋上雨水口等) RI排水設備・人工透析や感染系排水処理設備	式	1
4-6	ガ ス 設 備	燃料ガス設備・医療ガス設備等	式	1
4-7	ソ ー ラ 一 設 備			

(駐車場棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
4-1	給 水 設 備	受水槽 <u>m³</u> 基・高架水槽 <u>m³</u> 基 加圧給水装置 <u>台</u> ・揚水ポンプ <u>台</u>		
4-2	給 湯 設 備	給湯用ボイラー <u>基</u> ・給湯用ポンプ <u>台</u>		
	給 湯 設 備	貯湯槽 <u>基</u>		
4-3	湯 沸 設 備	湯沸器等	式	1
4-4	衛 生 設 備	衛生器具	式	1
4-5	排 水 設 備	汚水, 雜排水槽 <u>2 槽</u> ・湧水槽 <u>1 0 槽</u> 浄化水槽 <u>槽</u> ・排水ポンプ <u>2 4 台</u> 排水ます(トラップ・屋上雨水口等) <u>4 2</u>	式	1
4-6	ガ ス 設 備		式	1
4-7	ソ ー ラ 一 設 備			

(救急棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
4-1	給 水 設 備	(雑用) <u>5 m³</u> 2 基 受水槽 <u>2 4 m³</u> 2 基・高架水槽 <u>5 m³</u> 2 基 加圧給水装置 <u>台</u> ・揚水ポンプ <u>4 台</u>	式	1
4-2	給 湯 設 備	給湯用ボイラー <u>基</u> ・給湯用ポンプ <u>2 台</u>	式	1
	給 湯 設 備	貯湯槽 <u>2 基</u>		
4-3	湯 沸 設 備	湯沸器等	式	1
4-4	衛 生 設 備	衛生器具	式	1
4-5	排 水 設 備	汚水, 雜排水槽 <u>7 槽</u> ・湧水槽 <u>6 槽</u> 浄化水槽 <u>槽</u> ・排水ポンプ <u>2 6 台</u> 排水ます(トラップ・屋上雨水口等) <u>3 9</u>	式	1
4-6	ガ ス 設 備	燃料ガス設備・医療ガス設備等	式	1
4-7	ソ ー ラ 一 設 備			

(研究棟)

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
4-1	給 水 設 備	受水槽 <u>30.6m³</u> 1基・高架水槽 <u>9.7m³</u> 1基 加圧給水装置 _____台・揚水泵 ^{ポンプ} _____台	式	1
4-2	給 湯 設 備	給湯用ポンプ ^{ポンプ} _____基・給湯用ポンプ ^{ポンプ} _____台 貯湯槽 _____基		
4-3	湯 沸 設 備	湯沸器等(ガス)	式	1
4-4	衛 生 設 備	衛生器具	式	1
4-5	排 水 設 備	污水、雑排水槽 _____槽・湧水槽 _____槽 浄化水槽 _____槽・排水ポンプ ^{ポンプ} 2台 排水ます(トラップ・屋上雨水口等) 4 1台	式	1
4-6	ガ 斯 設 備			
4-7	ソ ー ラ 一 設 備		式	1

備考 設備概要是、主要機器の数量等を示す。

5 その他建物に付帯する設備

巡視点検及び保守業務の内容は、専門技術者又は関連法規に定める法定資格者の行う点検、保守の業務を除く軽微な業務とする。

設 備	名 称	設 備 概 要	単 位	数 量
5-1	消 防 設 備		式	1
5-2	防 災 設 備		式	1
5-3	昇 降 機 設 備		式	1
5-4	自 動 ド ア 設 備		式	1
5-5	建 築 建 具 等		式	1
5-6	機 械 式 駐 車 設 備		式	1
5-7	そ の 他 設 備	ルーフドレン・扉・建具金物・ブラインド 可動間仕切り・防火戸・シャッター等	式	1

6 当該施設の運転監視業務履行に必要な資格

電気設備及び機械設備に関する作業責任者並びに機器等の取扱いに必要な法定資格は、表に掲げる資格以上の資格を有し、実務経験10年以上の者とする。また、責任者以外の従事者は、責任者の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験1年以上の者とする。

作業責任者は、労務管理・指揮監督・業務連絡調整を行う。

作業責任者	設 備	必 要 資 格					規 定 法 令	備 考	
		電 気 主 任 技 術 者		電 气 工 事 士					
機器等取扱法定資格	電気設備	第1種		第2種	第3種	第1種	第2種	電気事業法第43条 電気工事士法第3条	
				○					
		ボ イ ラ 一 技 士		1級	2級	1級	2級		
	機械設備	特級	1級	2級	技能講習終了	1級ビル設備管理技能士	2級ビル設備管理技能士	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第62条 職業能力開発促進法第47条	
			○						
		冷凍機械責任者							
	冷凍設備	第 1 種		第 2 種		第 3 種		高圧ガス保安法第27条の4 冷凍保安規則第36条	
							○		
		危 険 物 取 扱 者							
	危 険 物	乙種第4類						消防法第13条	
		建 築 物 環 境 衛 生 管 理 技 術 者							
	環境衛生管 理	ボイラー・タービン主任技術者					電気事業法第43条 法第39条、法第42条、法第43		
		第 2 種							

別表－2 運転監視・巡視点検保守基準

1 電気設備

巡視点検は次により行う。

No.	点 檢 項 目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期					
			時	日	週	月	6 月	年
1	受変電設備							
1.1	盤類	① 扉開閉の良否,施錠の有無を点検,不良の場合 は調整 ② 汚損,損傷,変形,亀裂,剥離及び錆の 有無を点検 ③ ボルトの緩み点検,緩みのある場合は増締め ④ 雨水,塵埃等の侵入状態の点検 ⑤ 標識の汚損,及び取付状態の点検			☆			
1.2	配線	① 母線のたるみ,腐食,損傷,過熱及び 変色の有無の点検 ② 碓子の汚損,亀裂の有無を点検 ③ 接続部,クランプ類の汚損,過熱及び 変色の有無の点検			☆			
1.3	高圧機器							
	ア 変圧器	① 異音,異臭,異常振動の有無を点検, 異常のある場合は電流等を調査 ② 温度の適否を確認,異常な場合は電流等を調査 ③ 汚損,腐食,変色,亀裂,損傷等の有無を点検 ④ 接地線の緩み,断線,損傷の有無を点検 ⑤ 油量の適否,漏油の有無を確認 ⑥ 呼吸器の汚損,油量の点検		☆				
	イ 交流遮断器,	① 異音,異臭,漏油等の有無を点検		☆				
	負荷開閉器,	② 開閉表示状態(指示灯)及び作動回数を点検		☆				
	電磁接触器							
	ウ 断路器	① 碓子の汚損,亀裂,取付ボルトの緩み, 脱落等の有無を点検 ② 端子,刃の接触部等の過熱,変色,損傷,変形 及び錆の有無を点検,異常の場合は電流等 を調査			☆			
	エ 計器用変成器	① 異音,異臭,異常振動等の有無の点検,		☆				
	(計器用変圧器,	異常の場合は原因調査						
	変流器,	② 汚れ,損傷,亀裂,過熱,変色等の異常		☆				
	零相変流器)	の有無を点検						
	オ 指示計器,	① 操作,切替スイッチ等の状態の点検			☆			
	表示操作,	② 各計器の指示値の適否の点検		☆				

No.	点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期					
			時	日	週	月	6月	年
	保護継電器	③ 保護継電器の動作表示の点検,動作 表示のある場合は原因調査と復旧		☆				
		④ 配電盤等の信号灯,表示灯の点灯状態を 点検,球切れの交換				☆		
	カ 高圧カット	① 端子,ヒューズ筒の過熱及び変色の 有無を点検,異常の場合の原因調査				☆		
	アウトスイッチ,	電力ヒューズ等	② 汚損,損傷,変形の有無を点検			☆		
	キ 高圧進相	① 異音,異臭,変形,膨らみ等の有無を点検		☆				
	コンデンサー							
	ク 直列リアクトル	① 異音,異常振動等の有無を点検		☆				
1.4	低圧機器							
	ア 開閉器類	① 異音,異臭,損傷,過熱,変色の点検 ② 開閉表示(指示,点灯)状態を確認		☆				
	イ 計器用変成器	① 異音,異臭,異常振動の有無を点検, 異常の場合は原因調査		☆				
	ウ 指示計器, 表示操作,	① 操作,切替スイッチ等の点検 ② 各計器の指示値の適否の点検		☆				
	保護継電器	③ 保護継電器の動作表示の点検,動作 表示のある場合は原因調査と復旧		☆				
		④ 配電盤等の信号灯,表示灯の点灯状態を 点検,球切れの確認及び交換		☆				
	エ 低圧進相コ ンデンサー	① 異音,異臭,変形,膨らみ等を点検		☆				
2	自家発電設備							
2.1	発電機及び原動機	① 台上搭載機器等に変形,損傷,脱落等の 有無を点検 ② 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検 ③ 冷却水の漏れの有無を点検 ④ 接地線の緩み,損傷及び断線の有無を点検		☆				
2.2	配電盤類	① 各計器の指示値の適否を点検 ② 保護継電器の動作表示を点検,動作表示の ある場合は原因調査と復旧 ③ 遮断器,切替用開閉器等の開閉状態の確認 ④ 始動,運転待機状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態,球切れの交換 ⑥ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認 ⑦ 断路器の接触面の変色,汚損等の有無を点検		☆				

No.	点 檢 項 目	巡 視 点 檢 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期						
			時	日	週	月	6 月	年	都 度
2.3	補機付属装置								
	ア 始動用蓄電池設備								
	a 充電装置	① 各計器の指示値の適否を点検 ② 表示灯類の点灯状態,ランプチェック, 球切れ交換 ③ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認 ④ 操作,切替スイッチ等の状態を点検 ⑤ 汚れ,損傷,過熱,変形,異音,異臭,腐食等の 有無を点検 ⑥ 蓄電池総電圧,充電電流の適否確認 ⑦ 換気の確認	☆						
	b 蓄電池	① 損傷,液漏れ,汚損等の有無を点検 ② 電槽内液面の適否を確認,不足の場合は補充 ③ 蓄電池の端子の緩み点検	☆						
	イ 始動用空気	① 充気圧の指示値の正常を確認	☆						
	圧縮設備	② 空気槽内の水抜き		☆					
	ウ 燃料ポンプ	① タンク,ポンプ及び配管の油漏れ,変形, 燃料タンク 損傷等の有無を点検	☆						
		② 油量の確認,不足の場合は給油		☆					
	エ 冷却水タンク, ポンプ,冷却塔等	① タンク,機器及び配管の水漏れ,変形, 損傷等の有無を点検 ② 冷却水等の確認,不足の場合は給水	☆						
		③ ラジエータ排風口の障害物有無確認		☆					
	オ ラジエータ	① 水漏れ,変形,損傷等の有無を点検 ② ベルトの張り,プーリ溝の摩耗等の点検, ベルト緩みの調整	☆						
	カ 換気装置	① 換気口開口部の状況の確認 ② ベルトの張り,プーリ溝の摩耗等の点検, ベルト緩みの調整		☆					
	キ 排気管,消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物の 無い事の確認 ② 断熱材保護部の変形,損傷,脱落等の 有無を点検 ③ 排気管等の支持金具の緩み,変形,損傷, 変色の有無を点検	☆						
2.4	試運転	① 5分～10分の試運転を行い,始動状態を確認 ② 運転中の電圧計,周波数計等の指示値を確認 ③ 回転数,温度,圧力等を始動前及び運転時に 指示値を確認 ④ 試運転終了後は運転待機状態にあることを確認		☆					

No.	点 檢 項 目	巡 視 点 檢 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期						
			時	日	週	月	6 月	年	都 度
3	直流電源設備								
3.1	整流装置	① 汚れ,損傷,過熱,変形,異音,異臭,腐食等の有無を点検 ② 蓄電池総電圧,充電電流適否の確認 ③ 操作,切替スイッチ等の状態を点検 ④ 換気状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態の確認,球切れ交換		☆					
3.2	蓄電池	① 損傷,液漏れ,汚損等の有無を点検 ② 電槽内の液面の点検,不足の場合は補充 ③ 蓄電池の端子の緩みを点検		☆			☆		
4	交流無停電電源装置								
4.1	整流装置, インバータ装置	① 汚れ,損傷,過熱,変形,異音,異臭,腐食等の有無を点検 ② 蓄電池総電圧,充電電流適否の確認 ③ 操作,切替スイッチ等の状態を点検 ④ 換気状態の確認 ⑤ 表示灯類の点灯状態を点検,球切れ交換 ⑥ 変圧器の異音,異臭,異常振動の有無を点検, 異常のある場合は過電流等の有無を調査		☆					
4.2	蓄電池	① 損傷,液漏れ,汚損等の有無を点検 ② 電槽内の液面の点検,不足の場合は補充 ③ 蓄電池の端子の緩みの点検		☆			☆		
5	配電設備								
5.1	幹線・バスダクト等	① 汚損,変形,過熱,変色の有無を点検 ② 支持金物の取付状態の良否を点検 ③ 接続部の緩みの有無点検		☆					
5.2	分電盤	① 外観の汚損,損傷の有無を点検 ② 盤内,外取付器具類の異常の有無を点検 ③ 接続端子部の過熱の有無を点検 ④ 信号灯,表示灯の点灯状態を確認 ⑤ リモコントランス過熱の有無を点検 ⑥ 絶縁抵抗測定		☆			☆		☆
6	負荷設備								
6.1	電動機	① 外観の汚損,損傷等の有無を点検 ② 異常振動,異音,異臭の有無を点検 ③ 各部過熱の有無を点検		☆			☆		

No.	点 檢 項 目	巡 視 点 檢 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期						
			時	日	週	月	6 月	年	都 度
		④ 絶縁抵抗測定						☆	

No.	点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期					
			時	日	週	月	6月	年
6.2	制御盤及び操作盤	① 外観の汚損,損傷の有無を点検 ② 表示灯類の点滅状態の確認 ③ 異音,異臭の有無を点検 ④ 変色,過熱の有無を点検 ⑤ 計器表示値の確認 ⑥ 絶縁抵抗測定				☆		
6.3	照明設備, コンセント及び その他機器	① 機器外観の汚損の有無を点検 ② 機器取付状態の良否を点検 ③ 機器使用状態の良否を点検 ④ 絶縁抵抗測定			☆			
7	その他電気設備							
7.1	構内交換設備	① 機器類に塵埃,腐食,浸水等の有無を点検			☆			
7.2	構内配電線路・ 通信線路	① 架空線,引込線等と造営物,植物との 離隔距離,弛み,損傷の有無を点検 ② 電柱,支持物等の損傷,傾斜,腐朽, 脱落等の有無を点検 ③ ケーブル本体,端末部の損傷,腐食, コンパウンド漏れ,他の工作物との 離隔距離の適否を点検 ④ 接地線の緩み,損傷,断線の有無を点検 ⑤ マンホール,ハンドホールの損傷の有無を点検			☆			
7.3	外灯設備	① 点灯状態を点検,球切の場合は交換 ② 損傷,破損,錆,腐食,取付ボルトの緩み等を 点検,緩みのある場合は増締			☆			
7.4	航空障害灯	① 灯具の点灯状態を点検 ② 制御盤の機器等の異音,発熱,異臭 及び変色の有無を点検 ③ 試験用ボタン等による警報作動状態の確認		☆				
7.5	避雷設備	① 突針,棟上導体の取付状態,損傷等の有無を点検 ② 突針等の支持管固定状態を点検,ボルト等の増締 ③ 避雷導体の断線,端子接続部の錆の有無を点検, 緩みのある場合は増締		☆				

別表－2 運転監視・巡査点検保守基準

2 溫熱源機器

(1) 運転・監視記録は次により行う。

機器種別	項目	周期
ボイラー(電気ボイラーを含む)	ボイラー蒸気圧力又は温水温度,ボイラー及び給水タンク水位 給水温度,圧力及び流量,循環ポンプ吐出及び吸込圧力,燃料温度,燃焼空気温度及び風圧,排ガス温度,炉内及び煙道ドラフト 排ガス濃度分析及びばい煙濃度,天候,ボイラー室温度,外気温度,一次側及び二次側ガス圧,空気ダンパー開度	日1回

(2) 巡査点検は次により行い,必要に応じ,汚れの除去,調整,ネジの増締め,注油その他これに類する措置を講ずるものとする。

No.	点検項目	巡査点検・保守内容	点検周期					
			時	日	週	月	6月	年
1	熱源機器							
1.1	ボイラー等							
	ア 起動前							
	a 圧力計,水高	① 扇開閉の良否,施錠の有無を点検,不良の場合						
	計,温度計	② ガラス及び文字板の汚損,損傷の有無を点検						
	b 水面計及び連絡配管	① コック,弁の開閉状態を確認 ② 水面計,低水位遮断装置,水面制御装置の機能を確認						
	c ボイラー水位	① 水位が安全低水位以上の位置にあることを確認						
	d 燃料,給水系統	① 弁の開閉状態を確認 ② 配管接続部等から燃料,水漏れの有無を点検						
	e ボイラー燃焼室	① 耐火材の脱落,カーボン付着等の有無を点検						
	f 煙道ダンパー	① ダンパー開度,固定状態の確認						
	g 室内換気	① 換気状態の確認						
	h 吹出	① ボイラー水の濃縮状態により実施 ② 吹出弁の閉止状態,弁,配管からの漏れの有無を点検						
	i 給水軟化装置	① 装置出口の適正硬度を確認 ② 再生用食塩保有量の確認						
	j 給水タンク	① 常用水位以上にあることの確認 ② 入口弁,出口弁の開閉状態を確認						
	k 薬液タンク	① 薬液の適正保有量を確認						
	イ 起動時							
	a 供給,設定温水	① 設定許容範囲内にあることを確認						
	温度							
	b 給水,燃料系統	① 漏れの有無を確認						
	c 水面計	① 水面計のコックの開閉操作で流通状態の						

2 溫熱源機器

(1) 運転・監視記録は次により行う。

		正常を確認				
		② 2本の水面計指示水位の誤差が正常範囲であることを確認				
d 水面計水柱管,	① 配管,弁,コック等の水,蒸気の漏れの有無を確認					
水位検出器連絡	② 水柱管,吹出弁のスケールその他異物の清掃					
配管						
e 吹出装置	① 吹出弁,接続配管の漏れの有無を確認					
ウ 運転中						
a 常時監視	① 圧力(温度),水位,燃焼状態を監視					
b 水位制御装置	① 給水装置,自動水位制御装置が正常で水位の規定値保持を確認					
c 安全弁,逃し弁,	① 安全弁に前漏れの有無を確認					
逃し管	② 取付部等の漏れの有無を確認					
	③ 逃し管の漏れ,凍結の有無を確認					
d 燃焼用空気,	① 風道,風箱の燃焼空気漏れの有無を確認					
燃焼ガス	② ボイラー等外周部,煙道の燃焼ガス漏れの有無を確認					
エ 運転終了時	① 制御盤で燃焼停止後,燃料手動弁を閉止					
	② 給水装置を運転,ボイラー水位を常用水位より上で給水弁閉止					
	③ 主蒸気弁(温水供給弁)を閉止					
	④ 煙道ダンパーの閉止					
	⑤ 電源スイッチの遮断					
	⑥ 吹出弁,配管の漏れの有無を確認					
	⑦ 燃料,給水,蒸気,温水各系統の漏れの有無を確認					
	⑧ ボイラー周辺部の汚損,損傷等の有無を確認					
2 燃焼装置						
ア 起動前						
a バーナー	① 燃料噴射ノズルからの燃料漏れの有無を点検					
	② 炎口部に煤,未燃分付着等の汚損の有無を点検					
	③ バーナー着装状態の確認					
b 燃料	① 燃料タンクの適正保有量を確認 (別途危険物で確認)					
	② 1次側ガスの適正圧力を確認					
	③ 点火用燃料源の異常の有無を確認					
イ 起動時						
a プレページ	① 動作時間が正常であることの確認					
	② 空気ダンパーの適正開度の確認					
b バーナー	① 点火スパーク,パイロットバーナーの火炎の色, 大きさが適正であることの確認					
c 燃焼安全装置	① 主バーナー燃焼中,火炎検出器受光面を遮蔽					

2 溫熱源機器

(1) 運転・監視記録は次により行う。

		し,安全遮断弁閉止,消炎を確認					
d 低水位遮断装置	① 主バーナー燃焼中,水位検出器の水位を低下させ,安全遮断弁閉止,消炎を確認						
	② 消炎後の警報,断火表示灯点灯を確認						
ウ 運転中							
a バーナー自動	① 規定圧力(温度)で自動停止,起動すること。						
発停動作							
b バーナー燃焼	① 圧力,温度変化により規定の燃焼量で制御すること。						
量制御動作							
エ 運転終了時	① 燃焼室冷却後(ある程度)バーナーノズルからの燃料漏れ有無の確認及び炎口部等の清掃						

※ボイラーは別途法令に伴う点検を行う

別表－2 運転監視・巡視点検保守基準

3 冷熱源機器

(1) 運転・監視記録は次により行う。

機器種類	項目	周期
空気熱源ヒートポンプユニット	冷温水,入口出口温度及び圧力・潤滑油圧力及び温度・圧縮機吸込及び吐出圧力・主電動機電圧及び電流・室内温度	日1回
吸收式冷凍機	冷水入口,出口温度・冷却水入口,出口温度・高,低压再生器圧力・本体真空度・凝縮冷媒温度・供給蒸気圧力及び温度・再生器,吸収器,蒸発器液面・室内温度	日2回
直焚冷温水発生器, 小型吸收冷温水機 ユニット	冷温水入口,出口温度・冷却水入口,出口温度・排ガス温度・高温再生器温度,圧力・吸収器,蒸発器液面・本体真空度・室内温度・一次側及び二次側ガス圧,空気ダンパー開度	2時間
パッケージ型空調 機(20トン以上)	冷却水入口,出口温度及び圧力・蒸発,凝縮圧力・還気,給気温度・潤滑油圧力・電源電圧,圧縮機及び送風機電流・機械室温度	日1回

(2) 遠隔監視は連続して行う。また、システムとして全体の運転監視を行う。

(3) 巡視点検は次により行い,必要に応じ,汚れの除去,調整,ネジの増締め,注油その他これに類する措置を講ずるものとする。

別表-3 運転監視・巡視点検保守基準

No.	点 檢 項 目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点 檢 周 期						
			時	日	週	月	2 カ 月	6 カ 月	年
都 度									
1	中央監視制御設備								
1.1	監視制御装置	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②信号灯、表示灯の点灯確認(テストを含む) ③操作スイッチ、切替スイッチの正常位置を確認 ④警報装置の作動確認 ⑤各種指示値の確認と記録 ⑥自記記録計の機能を確認		☆					
				☆					
				☆					
				☆					
				☆					
1.2	自動制御設備	①ローカルコントロールステーションの外観の異状の有無を点検			☆				
1.3	無停電電源装置(UPS)	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②作動状態の適否を確認			☆				
					☆				
2	電力引込設備、特高受変電設備								
2.1	GIS	①異音、異臭、ガス漏れ(ガス圧力計の指示)の有無を点検 ②開閉表示状態(表示灯・表示器)、動作回数(カウンター)の点検 ③操作圧力を圧力計により確認 ④各機構部の損傷、変形、腐食、ボルト等の緩みの有無を点検 ⑤ブッシング(ケーブルヘッド等を含む)の汚損、亀裂の有無、 端子部の変色、過熱等の異常の有無を点検 ⑥接地ケース、架台等の発錆、損傷の有無を点検 ⑦接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検		☆					
				☆					
				☆					
				☆					
				☆					
2.2	モールド型変圧器 (3φ 6,000KVA)	①温度の適否を確認、異常の場合は電流等を確認 ②異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常のある場合は 電流等を調査 ③汚損、腐食、変色、亀裂、損傷の有無を点検 ④接地線の緩み、断線、損傷の有無を点検		☆					
				☆					
				☆					
				☆					
2.3	指示計器・表示操作器、 保護継電器	①操作、切替スイッチ等の状態を点検 ②各計器の指示値の適否を点検 ③保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は 原因調査と復旧 ④配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れを交換		☆					
				☆					
				☆					
				☆					
3	コージェネレーション設備								
3.1	原動機関係 ガスタービン 及び ガスエンジン	①振動、異音、過熱、その他の異常の有無を点検 ②ガス、潤滑油等の漏洩の有無を点検 ③架台、支持金物類の異常及びボルト・ナット類の緩みの有無を点検		☆					
				☆					
				☆					
				☆					

No.	点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期							
			時	日	週	月	2カ月	6カ月	年	都度
3.2	空気圧縮機	①振動、異音、過熱、その他の異常の有無を点検 ②潤滑油等の漏洩油量を確認 ③架台、支持金物類の異常及びボルト・ナット類の緩みの有無を点検		☆						
				☆						
				☆						
3.3	排気ボイラー・エコノマイザ	①排ガス、蒸気、水の漏洩の有無を点検 ②ボイラの水量、温度、圧力を確認		☆						
				☆						
3.4	ガスコンプレッサー	①振動、異音、漏洩、その他の異常の有無を点検		☆						
3.5	純水装置	①前処理濾過装置の逆洗時間を記録 ②純水貯槽内の電気伝導率、pHを記録 ③逆浸透膜モジュールの洗浄時間を記録		☆						
				☆						
				☆						
3.6	燃料・燃焼設備	①燃料貯蔵タンク等の液位、燃料の供給圧力を確認 ②ガス、油等の漏洩の有無を点検 ③振動、異音、その他の異常の有無を点検		☆						
				☆						
				☆						
3.7	その他設備・一般	①振動、異音、変形、漏洩、その他の異常の有無を点検 ②架台、支持金物類の異常及びボルト・ナット類の緩みの有無を点検 ③レバーリング等の作動状態を点検 ④発電設備の外観の異常の有無を点検 ⑤潤滑油の漏洩等の異常の有無を点検		☆						
				☆						
				☆						
				☆						
				☆						
4	弱電設備									
4.1	ナースコール設備 (含、インターホン設備)	①故障時一次対応								☆
4.2	放送設備	①アンプ架:変形、破損等の有無を点検 ② ノイズ:異音、異臭、過熱等の異常の有無を点検			☆					
					☆					
4.3	電気時計設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②作動状態の適否を確認 ③時刻の修正				☆				
						☆				
4.4	表示器設備(投葉表示器)	①故障時一次対応								☆
4.5	セキュリティー設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②故障時一次対応						☆		
4.6	テレビ・有線放送共聴設備	①故障時一次対応								☆
4.7	ITV設備	①モニター架:外観の汚損、損傷の有無を点検 ②モニターテレビ:受像状態の適否を確認					☆			
							☆			

No.	点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期						
			時	日	週	月	2カ月	6カ月	年
		③カメラ:外観の汚損、損傷の有無を点検				☆			
4.8	会議室AV設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②作動状態の適否を確認 ③故障時一次対応				☆			
						☆			
									☆
4.9	電話設備	①故障時一次対応							☆
4.10	エントランスホールローカル 放送設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②作動状態の適否を確認 ③故障時一次対応				☆			
						☆			
									☆
5	接地設備								
5.1	接地設備(含、医療接地)	①外観による接地線の断線、締付部分の緩み、腐食の有無を点検							☆
6	避雷設備								
6.1	避雷針、棟上接地線	①接地抵抗測定							☆
7	空気調和設備								
7.1	ボイラー	①非常用燃料(灯油)での燃焼試験				☆			
7.2	蒸気発生器	①外観の損傷等の異状の有無を点検 ②各計器の指示値を確認 ③ドレン排水口の詰りを確認			☆				
					☆				
						☆			
7.3	再熱器	①水漏れの有無を確認、その他外観の異状の有無を点検 ②コイルの汚れ具合を点検							☆
									☆
7.4	冷却コイルユニット	①水漏れの有無を確認、その他外観の異状の有無を点検 ②コイルの汚れ具合を確認 ③ドレンパンの汚れ、詰りを点検				☆			
						☆			
7.5	遠赤外線パネルヒーター	①外観の異状の有無を点検				☆			
7.6	陰陽圧制御ユニット	①送風機、排風機の異音、振動の有無を点検 ②コイルの汚れの有無を点検 ③ドレンパンの汚れ、詰まりを点検 ④HEPAフィルターの汚れの有無を点検 ⑤陰陽圧の制御動作確認				☆			
						☆			
7.7	ファンフィルタユニット	①送風機の異音、振動の有無を点検 ②コイルの汚れの有無を点検				☆			
						☆			

No.	点検項目	巡視点検・保守内容	点検周期						
			時	日	週	月	2カ月	6カ月	年
13.11	防煙ダンパー	①外観の損傷、破損の有無を点検					☆		
13.12	非常照明装置	①点灯状態を確認							☆
14	昇降機設備								
14.1	エスカレーター	①運行状態の良否を確認 ②床、壁の汚れの有無を点検 ③照明の不点の有無を点検 ④櫛部分の異物の確認、清掃		☆					
				☆					
				☆					
				☆					
14.2	ダムウェーター	①運行状態の良否を確認		☆					
	及び エレベーター	②カゴ内、物品搬出入口の塗装の剥離、化粧板の損傷の有無を点検 ③カゴ扉レールの点検・清掃 ④インターホンの通話状態を点検			☆				
					☆				
						☆			
							☆		
15	自動ドア設備								
15.1	自動ドア	①動作状態の良否を確認 ②引き戸レールの点検・清掃 ③不具合発生時の対応・復旧		☆					
				☆					
									☆
16	その他設備								
16.1	医療ガス設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検 ②故障時の状況確認、一時対応					☆		
16.2	冷蔵庫設備								
16.3	塵芥搬送設備								
16.4	ゴミコンテナ設備								
16.5	中央集塵設備								
16.6	RI処理設備								☆
16.7	洗濯設備								
16.8	特殊排水処理設備								
16.9	中小物自走台車式運転設備								
16.10	小物気送式搬送設備								
16.11	ウォールユニット(ICU等)								☆
16.12	グリスフィルタ清掃							☆	
16.13	排気ファン(～0.75kW)の軸受交換								☆
16.14	給排気口の清掃								☆
16.15	ナースステーション等 カウンター照明アクリルカバー清掃							☆	

設備管理業務委託仕様書の補足業務仕様書

1 この仕様書は当該管理対象設備に係る設備管理業務が円滑に運用できるようにするとともに病院機能維持のためのライフラインの保守と緊急事態の整備を図るために、設備管理業務委託仕様書を補完するものである。

2 設備管理業務の履行期間

履行期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3 運転監視・巡視点検保守基準の追加

運転監視・巡視点検保守基準は、設備管理業務委託仕様書の別表-2「運転監視・巡視点検保守基準」にこの仕様書の別表-3「運転監視・巡視点検保守基準」を含めるものとする。

4 コージェネレーション設備の運転監視業務履行に必要な技術者

設備管理業務委託仕様書の別表-1「管理対象設備表」6 当該施設の運転監視業務履行に必要な資格の項に「コージェネレーション設備に関する運転監視業務の主任として、実務経験5年以上を有する者とする。」を含めるものとする。

5 環境測定業務の追加（照明関係）

(1) 適正な照度を維持するためにつぎの項目について行うものとする。

ア 照度に問題があると認められる場合で、照度測定を指摘されたとき、照度測定を実施する。

イ 照明器具・ランプの汚れ具合の調査

(2) 受託者は測定・調査の結果及びそれによる不具合箇所の改善計画案を委託者へ提出するものとする。

6 残留塩素測定

(1) 末端給水栓における残留塩素測定を週1回行うものとし、これと同時に色度、濁度、臭気、味についても検査するものとする。

(2) 栄養部末端給水栓における色度、濁度、臭気、味について、日1回検査するものとする。

(3) (1)、(2)項で実施した測定及び検査の結果は記録するものとする。

7 エネルギーの使用の合理化について

(1) 省エネルギーの推進

受託者はエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」という）に基づき、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な処置を取るものとする。

(2) 記録

受託者は省エネルギー法第15条に掲げられる項目（エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等エネルギーの使用状況、エネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況等）について記録し、エネルギー管理員に報告するとともに委託者に改善提案する。

(3) 受託者は、エネルギー管理士が省エネルギー法に基づいて行う指示に従うものとする。

8 LAN（ローカルエリアネットワーク）保守業務

- (1) LAN (ローカルエリアネットワーク) に障害が発生した場合は復旧作業を行うものとする。
幹線部分の保守作業について本大学が別途契約する専門会社に協力するものとする。
- (2) HUB 及び配線の点検を行い、図書等の整備と管理を行うものとする。
- (3) 配線の延長、増設等の保守業務を行うものとする。

9 電気工作物法定点検業務の推進業務

- (1) 電気工作物の法定点検業務の推進を図るものとする。
- (2) 委託者の状況およびその環境を確認の上、法定点検業務を計画するものとする。

10 什器等の移動

専門的な技術を必要とせず、一人当たり 20kg 以下の重量で移動できる設置済みの什器等に対し、移動する必要が発生した場合、その要請に対応する。

11 ドクターへリの対応

ドクターへリによる緊急患者搬送等が発生した場合、ヘリポート搬送用エレベーターの運転操作を行う。

12 通常時の対応

- 受託者は通常時（特に夜間）の対応に関し、次のような体制を確立し、行うものとする。
- (1) 設備・機器のトラブル、火災・風水害・地震等の災害が発生したときの対応に万全を期すような体制を確立しておくものとする。
 - (2) 設備・機器のトラブルの初期対応（一次対応を含む）を行うものとし、設備・機器の簡易なメンテナンス（保守業務、補修業務、簡易修理業務）を行うものとする。
 - (3) 通常時の体制は、24時間通年体制とする。

13 緊急時の対応

- 受託者は緊急時の対応に関し、次のような体制を確立しておくものとする。
- (1) 設備・機器のトラブル、火災・風水害・地震等の災害が発生したときの緊急対応に万全を期すような体制を確立しておくものとする。
横浜市防災計画震災対策編に記載されている動員の事前命令および自動収集内容に準じ、震度5強以上の地震があった場合は自動収集できるような体制を整えること。
 - (2) 緊急時の体制は、24時間通年体制とする。
 - (3) 「緊急時の対応マニュアル」を作成し、設備管理技術者等緊急配備要員に対し、事態発生時に遺漏なく対処できるように日頃より準備しておくものとする。
 - (4) 化学物質等の事件等が発生した場合には、除染テントの設営をはじめ必要な処置に対処するものとする。
 - (5) 水害が予想される場合に、速やかに防潮板の設置ができるように準備しておくものとする。

14 専門業者等に対する作業立会い

- (1) 修理、改良工事等の場合は、委託者と協議の上立ち会うものとし、保守契約による定期点検整備作業及び施設の修理、改修作業の実施時において、事前に作業日時、内容、方法、出入り手続き等について打ち合わせ及び調整をし、施設利用者及び関係者への通知を行うものとする。
- (2) 作業実施時には、円滑に作業が進行・終了するよう立会いを行うものとする。

(3) 専門業者の作業内容を把握し、異常の発生防止、不具合の早期発見に努め、維持管理費の低減へ努めるものとする。

15 専門業者作業前の事前作業

専門業者による修理、改良工事及び保守点検作業にあたって事前作業が発生する場合は、乙の負担においてこの作業を行うものとする。

16 マニュアルの作成

管理対象設備の設備管理業務を円滑かつ効率的に遂行するために必要なマニュアルを作成し委託者の承認を得る。また、変更更新の必要性有無を毎年検討するとともに、変更更新した時にはその履歴管理を確実にする。

17 設備管理技術者の教育・訓練

- (1) 設備管理業務を円滑に遂行するにあたり、日常の定型業務の他に、設備トラブル、施設利用者の要望・苦情等に適切に対応する必要があり、受託者は、受託者の設備管理技術者にこれらに対し、迅速かつ的確な処置ができるように日頃より教育・訓練するものとする。
- (2) 受託者は、本物件内の設備機器を適切に維持管理を行い、良質な本物件の利用環境を実現するため、設備機器の基本知識、理論の習得、設備概論の把握、設備機器操作方法の習熟、日常の点検・整備・調整に関する技術力の向上、異常発生時の対応方法の教育・訓練を実施するものとする。

18 中央監視設備による室内環境および設備の運転監視

中央監視設備により室内環境および設備の運転監視を行い、室内環境の向上および設備の不具合の発見に迅速に努めるものとする。

19 その他の管理業務

- (1) 関係図面・図書類の整備保管
委託者よりの竣工引渡し図書類を第三者に貸し出すときは、委託者の承認を受けるものとする。
- (2) 消耗品及び予備品の在庫管理
 - ア 設備機器交換用予備品、補修用資機材及び消耗品等を適正に管理し、変質・損傷による機能低下等にならないように管理するものとする。
 - イ 消耗品、予備品の員数を適正に把握し、日常業務及び緊急時に即時使用できるように管理するものとする。
- (2) 鍵の管理
受託者は、管理を委託された鍵を施錠可能な専用のキーボックスに入れ管理する。工事業者等に鍵を貸し出す場合は台帳管理を行い、貸し出す業者に会社名、氏名、連絡先を記載させてから貸し出す。工事業者等から鍵の返却があった際には確認を行い、返却後は速やかに所定のキーボックスに戻し施錠する。

20 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、契約日からの業務に支障がないように事前準備の対応を行う。
- (2) 受託者は、次期受託者に円滑に引継ぎができるよう「引継文書」を作成し、常に最新情報に更新する。

契約更新時、継続して業務を受注しなかった場合においても、新しい受託者に対し、誠意

を込めた応対を行い円滑な業務引継ぎができるよう努める。

21 守秘義務

本業務に従事する者は全て、業務上知り得たことについて、契約期間中および契約終了後においても、委託者の許可を得ずに外部に漏らすことを厳禁とする。

特に患者の個人情報については固く秘密を守ること。

22 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由によって、当病院又は第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者にその旨を報告する。これらの損害において、受託者はその損害を賠償しなければならない。

23 契約解除

本業務の実施に関して、受託者が本仕様書の記載事項に従わない場合、又は提出書類・業務の報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、委託者は受託者に対して書面にて改善要求（補修等指示書等）を行うが、その改善要求に受託者が従わないとき、又は書面による改善要求が1年間に3回以上なされた場合、委託者は受託者の承諾を得ることなく契約を解除できるものとする。

24 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義のある事項は、委託者受託者双方協議のもとに決定するものとする。
- (2) 委託者の理念・基本方針を理解し、その考え方を遵守して業務を遂行するものとする。
- (3) 本委託業務は委託契約約款第22条第1項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、諸経費として計上すること。

- (4) 別表-1管理対象設備表に記載しているコーチェネレーションシステムの運用を円滑かつ効率的に遂行するため、第2種ボイラー・タービン主任技術者以上の資格を有する者を配置し、コーチェネレーションシステムの基本知識、理論の習得、設備概論の把握、設備機器操作方法の習熟、日常の点検や整備、調整に関する技術力の向上、異常発生時の対応方法の教育や訓練を実施するものとする。合わせて諸官庁や各機関への届出や申請手続きなども行うこととする。

法令に基づき受審が必要な安全管理審査に係る一切の費用は委託者側の負担とする。

以下余白。

別紙1

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。）
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第 10 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第 2 号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第 1 号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をして当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()				電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()			
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)																	

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型___台、デスクトップ型___台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

公立大学法人横浜市立大学
理事長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第23条に定める措置の一環として、公立大学法人横浜市立大学の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　　枚）のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

(別紙1)

委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第22条第1項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、諸経費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：_____）
 神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品：_____）
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）
 労務単価を基に算出した経費

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は2のとおり）

委託契約約款第2条に規定する、受託者から提出された内訳書

（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

上記2種の併用

(1) ア 労務単価 使用項目 _____

イ アに付随する費用の使用項目 _____

(2) 受託者の内訳書使用項目 _____